



～令和3年度 美瑛町冬の生活支援事業のお知らせ～

町では、新型コロナウイルス禍における新しい生活様式の中で冬期間の支出増加や生鮮食料品、生活用品等の物価上昇が予想されることを踏まえ、在宅で生活する低所得者世帯等に対し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に冬の生活支援事業として、1世帯当たり10,000円相当の電子地域通貨の付与を行います。

◎ 対象となる世帯 ◎

事業の対象となる世帯は、令和3年12月1日現在で美瑛町の住民基本台帳に登録されている世帯であって、次の項目のいずれかに該当する世帯です。

- (1) 65歳以上の方のみで構成される世帯で令和3年度市町村民税が非課税の世帯
- (2) 子育て世帯(注1)で令和3年度市町村民税が非課税の世帯
- (3) 子育て世帯(注1)で令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯(注2)
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の世帯で令和3年度市町村民税が非課税の世帯
- (5) 上記(1)と(2)に該当する方で構成される世帯

ただし、以下の場合は対象となりません。

- (1) 住民基本台帳上世帯を分けているが、社会通念上、市町村民税課税世帯と同一世帯と認められる場合(注3)
- (2) 福祉施設に入所、入居又は医療機関に長期入院している場合
- (3) 準要保護世帯として認定された世帯
- (4) 生活保護世帯

◎ 申請方法 ◎

裏面の申請書に必要事項を記入し、令和3年12月1日～12月30日の期間に役場1階保健福祉課社会係(6番窓口)に提出してください。(直接窓口に来られない方は、郵送もしくは代理の方の提出でもかまいません。)

提出された申請書により審査を行い、支給決定となった世帯には支給決定通知を送付し、ポイント付与日をお知らせいたします。(自動的に付与されますので、直接窓口までお越しいただく必要はありません。)

注1: 子育て世帯とは、18歳に達した以降最初の3月31日までの児童を養育している家庭

注2: 裏面の申請書に加えて、窓口で収入見込額の申請書の提出が必要となりますので、詳しくは保健福祉課社会係までお問い合わせください。

注3: 社会通念上同一世帯と認められる場合とは、別世帯であっても生計が一つである世帯や住宅状況や扶養の状況により一つの世帯と同様となっている世帯

一例一 生活を分離せず、一戸の住宅に居住している場合

お問い合わせ : 役場保健福祉課社会係 電話 92-4245

